

第10回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和6年9月6日（金）

午後 1時00分 開 会

委員長 出席委員数は全員であります。会議は成立しております。

なお、高橋雅一議長は、地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから令和5年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会します。

次に、内記町長、柿崎教育長より提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本委員会に付託されました議案は、令和5年度各会計決算の9認定議案であります。

会議の前に委員及び執行機関の皆さんにお願いをしておきます。委員各位におかれましては、質問する内容についてはあらかじめ調べておられると思いますが、各課の審査の冒頭で担当課長より歳入歳出決算の概要説明を受けて審査していきたいと思います。

審査は各課ごとに行い、各課ごとの一般会計の質疑に関し、歳入については一括で、歳出についてはページごとに進めます。一方、特別会計など一部の会計については歳入歳出とも一括で質疑を受け付けますので、よろしくお願いします。

本特別委員会では、質問の回数制限を設けませんが、ただ単に事業の内容を問うもの、計数のみを問うような質問はご遠慮いただき、十分質疑を尽くしていただきたいと思います。

また、西和賀町議会では前定例会よりタブレット端末を使用し、ペーパーレス化に取り組んでおりますので、質問者、答弁者とも質問、答弁する資料とページを明確にしてから発言する

ようにお願いします。あわせて、質問者、答弁者は簡潔明瞭にお願いいたします。

特別委員会に出席した説明員の答弁に当たって、課長代理まで答弁できることとしておりますが、答弁する説明員は挙手し、当職の許可を得てから答弁するようにしてください。

初めに、特別委員会の日程については印刷配付のとおりで、本日から9月11日までの審査日程で終わるようにしたいと思いますが、この際委員各位にお諮りします。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議なしと認めます。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、最終日に行う総括質疑にあつては、複数の課にわたる決算に関する質疑、複数の会計に係る質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととします。このため、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問はこれを認めませんので、ご協力をお願いします。また、本年4月から課の統合再編が行われておりますので、業務を分散した課にあつては、令和5年の課の改正を基本として審査を進めますので、ご了承願います。改めて委員各位と執行機関の皆さんの議事進行に対するご協力をお願いします。

それでは、審査に入ります。初めに、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金、選挙管理委員会であります。

総務課長より決算の概要説明を求めます。

総務課長。

総務課長 総務課です。どうぞよろしくお願いします。

ます。総務課並びにふるさと振興課の総務課分に係る分の令和5年度決算審査、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、総務課分の決算の概要から説明いたします。抜粋した決算書に基づき、歳出を中心に説明いたします。総務課の決算関係については、一般会計の歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金になります。

初めに、2款総務費についてです。5ページから10ページの2款1項1目一般管理費は、二役人件費、職員人件費、旅費、交際費、コピー機、印刷機の使用紙代、電話料、職員生活習慣病予防健診等手数料、例規関係の業務委託料、使用料、岩手県自治会館修繕・設備更新負担金、非常勤職員公務災害補償負担金などがあります。また、令和5年度から始めた主な業務では電子入札がございます。電子入札は、公平性、透明性確保の一層の促進や利便性の向上を目的としており、その電子入札システムの導入に必要な支援に係る委託料や使用料及び賃借料などがあります。

9ページから12ページの2款1項5目財産管理費は、湯田庁舎及び公用車等の維持管理費、庁舎等改修事業並びに基金造成事業であります。湯田庁舎等管理費では、湯田庁舎非常用発電機修繕、雪つばきの里、旧越中畑小学校であります。屋根修繕、旧下前分校石碑移設工事や湯本家屋解体工事などを行っております。公用車管理費は、総務課所管の8台の公用車の維持管理を行っております。庁舎等改修事業は、繰越しとなっております旧開発総合センター解体工事になります。外構工事の施工が冬期間となり工事期間が確保できないことから、令和5年度に繰越しとなっておりますが、令和5年5月31日に外構工事も満了し、工事は完成しております。基金造成事業は、町が行う庁舎及び公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため、西和賀町庁舎等整備基金に5,000万4,000円を基金として積立てしております。

11ページ、12ページの2款1項6目企画費は、庁内のネットワークシステムのうち、住民情報系を除いたネットワークシステム、機器の保守業務委託料、賃借料などがございます。なお、令和5年度から始めた主な業務関係では、自治体情報基盤クラウドシステム構築業務委託料によりJ-LIS、いわゆる地方公共団体情報システム機構が管理運営する自治体基盤クラウドシステムのコンビニ交付証明発行サービスを導入するため、当該サービスの実施に当たって必要な住民情報等のデータを連携できるよう、住民基本台帳システムの改修を行い、併せて必要な機器の調達及び設定を行っております。また、自治体情報基盤クラウドシステム運営負担金では、町で実施しているコンビニ交付サービス、川舟郵便局でのサービスになりますが、を提供するため、J-LIS、地方公共団体情報システム機構が管理運営する自治体基盤クラウドシステムのコンビニ交付証明発行サービスに係る運営負担金になります。令和5年度は、令和6年3月からサービスを開始したため、1か月分の支払いとなっております。

13ページから14ページの4款1項5目衛生費、保健センター費は、保健センターの維持管理費に係る経費となります。

次に、9款消防費についてです。13ページから16ページの9款1項1目非常備消防費は、消防団員の報酬など、消防団員及び婦人消防協力隊の活動に係る費用並びに消防車両の維持管理に係る経費となります。

15ページ、16ページの9款1項2目常備消防費は、北上地区消防組合への負担金であります。9款1項3目消防施設費では、備品として消防用ホース格納箱、消防署会議室用のポータブルワイヤレスアンプを購入しております。

15ページから18ページの9款1項4目防災対策費では、令和5年度西和賀町防災訓練を泉沢地区、長瀬野地区、猿橋地区、弁天地区、太田地区の5地区を対象に地震災害を想定した防災

訓練を実施しております。このほか、全戸配布している防災マップの使い方や避難方法の防災講座を開催してございます。備蓄関係では、町の地域防災計画に定める防災備蓄として、備蓄食の備蓄を計画的に行っております。また、備蓄用毛布のクリーニング・リパック確保をして保存期間を延ばし、備蓄してございます。

次に、17ページ、18ページの13款諸支出金についてですが、令和5年度中に普通財産の処分がありませんでしたので、決算額はございませんでした。

次に、ふるさと振興課分の抜粋決算書を御覧いただきたいと思います。7ページと8ページを御覧いただきたいと思います。2款1項6目企画費の12節委託料では、まちなか交流館維持管理業務委託料のほか、雪囲い設置撤去業務委託料、まちなか交流館除雪業務委託料など、まちなか交流館維持管理費が主なものであります。

9ページと10ページを御覧ください。8目自治振興費の1節報酬、4節共済費、8節旅費については、集落支援員6人分と特命主幹の人件費、11節の役務費については、6か所の集落支援センターの維持管理費が主なものです。18節負担金、補助及び交付金は、これまでの地域組織の体制等の見直しなどを踏まえ、令和4年度からの制度である地域づくり組織一括交付金で、自治活動推進支援分として1,760万366円、集会所修繕分として899万5,170円の交付を行ってございます。また、地域活動活性化推進事業費補助金は、西和賀町北部地域活性化推進委員会に対しての補助金になります。さらに、自治総合センターコミュニティ助成事業費補助金は、事業採択となった2地区の備品購入に対し補助金を交付しているものです。

以上で総務課分の決算の概要について説明を終わります。決算審査、よろしく願いいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、従前の総

務課の歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようであれば、次に進ませていただきます。

次に、歳出に関し、ページごとの質疑を進めます。

ではまず初めに、総務課、選挙管理委員会の抜粋から入ります。まず、5、6ページからいきます。ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。7、8ページ。

(なしの声)

委員長 なしですね。次、9、10ページ。

(なしの声)

委員長 では、11、12ページ。

(なしの声)

委員長 では、13、14ページ。

(なしの声)

委員長 続きまして、15、16ページ。

(なしの声)

委員長 17、18ページ。

(なしの声)

委員長 次に、従前のふるさと振興課分の質疑を行います。

ふるさと振興課分は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 歳入歳出一括。まず、歳入なのですけども、1ページ、2ページの旧公民館使用料と旧教員住宅貸付収入とあります。これ当初にはなかったのですけれども、この中身について。歳出も併せて質問していいのですか。

委員長 質問回数の制限がないので、1つつついいです。

8番 はい。

委員長 では、今の質問についてですけども、旧公民館については総務課のほうでお答えしますが、旧教員住宅のほうは企画課のほうとなり

ますので、ご承知ください。

では、総務課長。

総務課長 お答えします。

旧公民館使用料の内訳についてのご質問でございますが、こちらは旧新田郷地区公民館の1階和室、1階倉庫を越中畑地区自治協議会に貸付けしてございます。貸付料の年額は4万681円になります。

次に、旧湯本地区公民館の2階和室、1階倉庫を湯本温泉地区協議会のほうに貸付けしてございます。貸付料の年額は12万9,495円でございます。同じく昨年度は、旧湯本地区公民館の2階小会議室を株式会社祭り法人射的さんのほうに3か月お貸ししたものが2万5,500円となります。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 当初になかったということは、急遽、いろいろ事情あってということなのか、当初の予算になかったということはどういうことでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 当初から予算措置しておいたものでございますので、の決算額という考え方でございます。

委員長 刈田敏君。

11番 ページ数は1、2ページのふるさと納税の減額に関してですけれども……いいですか。

(何事かの声)

11番 そっち企画、すみません。では、企画のときに聞きます。

委員長 高橋宏君。

8番 7、8ページかな、まちなか交流館業務委託を総務課で担当しているということで、附属資料の161ページを見ますと、このまちなか交流館、セミナールームとテラスがあるようですけれども、特にテラスについての利用人数が、前年度115人に対して令和5年度30人ということで、3分の1ぐらいしか利用人数がないと。

どういう理由でこのようになったのか、そのことについて担当課としてはどのように把握しているのかお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

附属資料の161ページに記載の利用者数及び使用料収入の内訳の区分の中のテラスという部分の利用者数の前年度との比較についてのご質問ということでございますが、令和4年度は個人主催の体験型のイベントといいますか、プログラミング教室のようなものを開催されておまして、割と利用状況がよかったというような実績でございました。令和5年度は、残念ながらその方の主催事業がなくて少なくなった、30人にとどまってしまったという状況でございます。あくまでも利用申請いただいてテラスを利用している方の集計でございますが、それ以外にもテラスを利用して中を回ってというか、休憩されたりとか、利用される方は多いように見受けられますので、今後もそういう交流の場としての機能は果たしていくものというふうに考えてございます。

委員長 高橋宏君。

8番 まちなか交流館のテラスについては、完成当時から、私、見た感じといいますか、特に今の、今年のような暑い時期は、なかなか暑くて中にいるのも大変、もう熱中症とか考えれば逆に危険と思えるような感じですし、冬は非常に寒くて、なかなか利用できないと。そういうことも、この利用人数の減につながっているのではないかなと思うのですけれども、一般質問でも申し上げたとおり、町の管轄している施設についてあまりにも利用人数が少なければ、その維持管理において対策を取るとか、利用人数増するために対策を取るとかということが考えられると思うのですけれども、担当課としてそのような検討をされたのかお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

このまちなか交流館のテラスに関してですが、実際のところ、まだ検討等が入ってございません。こういった実績を見ながら今後検討に入りたいといえますか、考えていきたいというふうに思います。

委員長 刈田敏君。

11番 9、10ページの地域づくり組織一括交付金の中の集会所の分ですが、これを、成果をどのように捉えているのかお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

地域づくり組織一括交付金の集会所の修繕分ということでご質問でございますが、この修繕の内訳でございますけれども、湯之沢協議会によるゆう林館を集会所として使用することに伴う改修費用として、外壁、屋根の塗装、あとトイレ及び流し台の設置等に要した経費ということで544万4,730円を支出してございますし、あと天ヶ瀬地区の運営協議会のほうには、耳取地区集会所の外壁、屋根の修繕及び塗装、あとは屋根鉄骨階段の撤去等に伴う経費として355万440円、トータル、その額になるわけですが、交付をさせてもらってございます。今回この修繕をするということに当たって、地区としてもおおむね10年ぐらいは使うという気持ちでの申請でございますので、そういったことを踏まえまして今回修繕をさせてもらっていますので、地域とともに町も一緒になって地域づくりは共にやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

11番 この地域づくりで推進事業の目的としては、地域の特色を生かした取組を推進する、今課長がおっしゃられたことだと思いますけれども、なかなか、直して、見通してやっていると言うのですけれども、実際はどうなのだというあたりはどのように今後、つながっていくこと

だと思うのですけれども、具体的にはその地区とどうコミュニケーションを取っていくのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

地域づくりについては、今町のほうで計画の策定のお願いなどしてございますけれども、その橋渡し役と言っていいでしょうか。集落支援員さんなどをそのパイプ役としてもお願いしてございますので、集落支援員さんなりなんなりとうまく連絡を取り合いながら地域づくりと一緒に進めていければなというふうに考えてございます。

委員長 刈田敏君。

11番 これ、あと負担割というのがあったと思うのですけれども、完全にこの予算内でまず収まって、全部精算終わっているということでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

事業費に対する負担割合ですが、2割は地元負担ということで既に終わっているものでございます。

委員長 刈田敏君。

11番 2割の地元負担も全部終わっているということで、了解です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで総務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

では次に、選挙管理委員会の審査を行います。
選挙管理委員会が所管するのは、2款総務費であります。

選挙管理委員会書記長より決算の概要説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 選挙管理委員会に係る令和5年度の決算審査、よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の選挙管理委員会分の抜粋の決算書を御覧いただきたいと思います。総務課と一緒になっておりますので、最後のほうのページになります。

歳出になりますが、21ページから22ページを御覧ください。2款4項1目選挙管理委員会費及び2目選挙啓発費については、選挙管理委員会委員報酬などの選挙管理委員会に係る経費及び啓発用資料購入費となります。

21ページから24ページにかけての3目知事、県議会議員選挙費及び4目町議会議員選挙費は、それぞれの選挙に係る執行経費となります。なお、知事、県議会議員選挙費に関しては、1,120万2,160円の執行委託金を歳入で受けております。

以上で選挙管理委員会の決算の概要について説明を終わります。決算審査、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。選挙管理委員会書記長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。選挙管理委員会は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 知事、町議会ともだと思うのですがけれども、ポスターの設置、撤去費用が出ております。人口減とか、あとは不在の住宅が増えてきて、この設置場所についての見直し等は行われているのかをお伺いいたします。

委員長 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 お答えします。

ポスターの掲示場でございますけれども、実を言いますと、本来基準がありまして、この地域だともっと多く設置しなければならないものを、実はこのぐらいまで縮小させてもらっております。あと、これのまた再度見直しとなるのは、ちょっとまだ今のところはしておりませんでしたが、今後人口減少、先ほどお話しされたような状況もございますので、考えていく必要はあるものと考えてございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、発言がないようですので、お諮りいたします。

これで選挙管理委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで選挙管理委員会への審査をひとまず終了し、次の企画財政課の審査に移るため、では1時45分までということでよろしいでしょうか、休憩。では、1時45分まで休憩を取らせていただきます。

午後 1時32分 休 憩

午後 1時45分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

次に、企画財政課の審査を行います。企画財政課が所管するのは、2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。

企画財政課長より決算の概要説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 それでは、お疲れさまです。企画財政課です。よろしくお願いいたします。初めに、お配りしております企画課分の令和5年度西和賀町一般会計歳入歳出決算書抜粋により、企画課に係る決算の概要について説明させてい

たきます。

歳出から説明いたします。11ページ、12ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費は、一般職及び再任用職員に係る人件費になります。

2目文書広報費、10節需用費のうち、印刷製本費334万4,000円は、広報西和賀の印刷代となります。12節委託料105万9,800円は、ふるさとCM大賞作品制作に係る業務委託料5万円と町の公式ホームページ保守業務委託料100万9,800円です。

3目財政管理費、13ページ、14ページになりますが、12節委託料173万8,000円は、決算を分析し、統一的な基準による財務書類を作成するための地方公会計財務書類作成業務委託料です。

5目財産管理費、24節積立金2億8,123万4,000円は、それぞれの基金の設置目的に応じて基金積立てを行ったもので、主なものは財政調整基金5,857万3,000円、減債基金1億5,362万4,000円、がんばる西和賀応援基金6,900万7,000円などとなっております。

6目企画費、1節報酬と4節共済費は、雪国文化研究所研究員に係る人件費及び基本構想審議会委員報酬になります。10節需用費、修繕料108万5,408円は、町民バス3台に係る修繕料が主なものであります。12節委託料の主なものは、町民バス運行業務委託料として3,526万5,419円を、JR北上線利用促進業務委託料として99万9,900円を支出しております。18節負担金、補助及び交付金のうち、15ページ、16ページになりますが、乗合タクシー運行維持費補助金264万9,550円は、湯川温泉方面を運行している湯けむりタクシーに対しての補助金になります。JR北上線活性化イベント事業費補助金435万9,340円は、JR北上線利用促進協議会が主催した北上線全線開通100周年プレイベント湯ったりまつり2023開催に要する経費に対し補助をしたものです。

17ページ、18ページを御覧ください。12款1項公債費、1目元金6億7,133万9,714円と2目利子4,611万6,234円の合計7億1,745万5,948円は、一般会計の地方債に係る元利償還費用であります。

14款予備費について、令和5年度の充用はありませんでした。

続いて、歳入について説明いたします。1ページ、2ページの2款地方譲与税から5ページ、6ページの13款交通安全対策特別交付金までは、それぞれ国及び県から交付となったものです。そのうち12款地方交付税については、普通交付税37億606万1,000円、特別交付税7億4,457万7,000円となっております。

15款1項1目総務費使用料163万431円は、町民バスの運賃収入になります。

7ページ、8ページを御覧ください。16款2項1目総務費国庫補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,249万6,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億27万2,000円が主なものです。

17款2項1目総務費県補助金912万6,000円は、地域経営推進費という県からの補助金427万1,000円、同じくバス路線のうち、山伏線と貝沢線の子バス運行に係る補助金435万6,000円が主なものです。

6目教育費県補助金657万6,000円は、湯田農業者トレーニングセンター敷地内舗装路盤改良工事の財源として充当した電源立地地域対策交付金になります。

20款1項1目基金繰入金1億5,200万円は、人材育成基金、まちづくり振興基金、がんばる西和賀応援基金からそれぞれ繰入れし、各事業の財源に充当したものです。

9ページ、10ページを御覧ください。21款1項1目繰越金3億2,345万920円は、繰越明許費充当分を含む前年度からの繰越金になります。

23款1項1目総務債1,610万円は、臨時財政対策債になります。

なお、企画課に係る主要事業等につきましては、決算附属資料57ページと164ページから166ページに掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

次に、ふるさと振興課分の令和5年度西和賀町一般会計歳入歳出決算書抜粋により、ふるさと振興課に係る決算の概要を説明させていただきます。歳出からになりますが、5ページ、6ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費は、一般職及び再任用職員に係る人件費になります。

6目企画費の1節報酬と4節共済費は、地域おこし協力隊に係る人件費及びまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員報酬、空き家等対策協議会委員報酬になります。7節報償費、移住コーディネーター謝金72万円は、町が委嘱している2名の移住コーディネーターに係る謝金になります。繰越明許費分を含む返礼品費用642万7,931円は、ふるさと納税に係る返礼品を提供する町内事業者への支出となります。なお、令和5年度のふるさと納税寄附額は1億3,839万5,644円となり、企業版ふるさと納税を合わせた総額は1億5,739万5,644円となっております。

7ページ、8ページを御覧ください。11節役務費のうち通信運搬費は、主にふるさと納税に係る返礼品等の郵便料、送料となります。企業版ふるさと納税推進業務手数料225万円については、本町にふるさと納税を行っていただく企業の掘り起こしや寄附対象プロジェクトの企画提案などのコンサルタント業務に係るものです。そのほか、クレジット決済手数料96万5,327円などがあります。12節委託料、ふるさと納税推進業務委託料6,366万1,996円は、令和5年4月からふるさと納税の受付、返礼品発送、ポータルサイトのページ編集、更新業務等、ふるさと納税に関する業務を西和賀産業公社に委託を行ったものです。婚活支援業務委託料150万9,336円は、男女の出会いの場を提供するため、

男女交流イベントの企画、運営等を業務委託したもので、交流イベントを2回開催しております。雪を活用した商品開発・情報発信業務委託料930万2,090円は、ユキノチカラプロジェクト協議会と連携を図っている西和賀産業公社に雪を活用した新商品開発及び雪国の魅力を県内外に情報発信する業務を委託したものです。地域おこし協力隊募集業務委託料262万4,490円は、町が必要とする地域おこし協力隊を確保するため、地域おこし協力隊の募集企画、募集PR、説明会等の開催など、募集業務を事業者に委託したものです。地域おこし協力隊運営業務委託料693万2,761円は、委託型地域おこし協力隊の任用に係る業務委託になります。首都圏関係人口拡大業務委託料372万2,013円は、首都圏の空き店舗を活用し、町の特産品の販売、観光PRを実施したほか、交流イベントを開催しております。地域商社事業推進業務委託料500万円は、地域商社事業を西和賀産業公社に業務委託し、地域商社ネットワーク会議の組織化により関係機関との連携を図り、地域資源を活用した新商品開発、仙台、東京圏への販路拡大の取組を進めたものです。特定空き家解体業務委託料154万円は、所有者不明となっていた特定空き家の略式代執行に要した費用であります。13節使用料及び賃借料、ポータルサイト使用料1,584万4,287円は、ふるさと納税寄附に際しポータルサイトを利用して寄附を行った場合の寄附額に応じた場合の使用料となっております。

9ページ、10ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金のうち、起業支援補助金100万円ですが、地域おこし協力隊の任期を終え、引き続き町内に居住し起業した方に交付を行ったものです。続いて、空き家対策事業に関する補助金となりますが、空き家改修費助成事業補助金1件、8万1,000円、空き家解体費助成事業補助金10件、294万6,000円、空き家活用促進事業補助金3件、260万円をそれぞれ支出し、空き家の有効活用、放置空き家の発生抑制

を図ったところであります。

8 目自治振興費、18節負担金、補助及び交付金、地域づくり組織除雪機械購入補助金（繰越明許費）1,250万円は、地域づくり組織 5 組織における除雪機械購入に要する費用に対し補助をしたものです。

歳入については、主なものは歳出の説明で触れておりますので、説明は割愛させていただきます。

なお、ふるさと振興課に係る主要事業等につきましては、決算附属資料58ページから61ページ及び167ページ、168ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

企画財政課に係る決算の概要説明は以上のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長 企画財政課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、従前の企画課の歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8 番 先ほど総務課のときに質問した旧教員住宅の収入については企画でということだったのですけれども。

（何事かの声）

8 番 ふるさと振興分で質問するのだ。分かりました。

委員長 では、後でということで、ごめんなさい。

では、企画財政課としての部分での歳入。

（なしの声）

委員長 では、企画課の歳出、11ページ、12ページ、質疑をお願いします。ありませんか。

（なしの声）

委員長 では、13ページ、14ページ。

高橋宏君。

8 番 14ページの町民バスの運行の業務委託しているのですけれども、抜粋の57ページにも地方交道路線対策事業ということで、町民バス、おでかけバスの利用状況載っているのですけれ

ども、人数載っているのですけれども、特に多い路線とか少ない路線等についてどのように把握しているのかをお伺いいたします。

委員長 質問の補足を、では高橋宏君。

8 番 令和5年度なのですけれども、令和6年に向けてデマンド型等の検討もしているようですので、令和5年度中に利用人数の多いところ、少ないところなど把握した中でそういうデマンド型に移行しているのかなと思ったので、令和5年度の利用人数の多い路線とか少ない路線についてどのように課として捉えているのか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 町民バスの運行状況について、まず全体的なお話をさせていただきます。

町民バスの利用状況でございますが、全体の利用者数は、令和4年度は4万9,129人に対し、令和5年度は4万9,333人と、若干ですけれども増加傾向にある一方で、おでかけバス、旧患者送迎バスですけれども、このおでかけバスに限ると、令和4年度の4,917人に対し、令和5年度は4,695人と減少傾向にございます。利用時間帯については、県道1号の路線は、西和賀高校生の登校時間帯の貝沢7時5分発とほっとゆだ駅前8時25分発が高校生の利用で多く、下校時間帯である16時から18時台、それから部活動や課外活動などにより、分散して一定の利用数もあります。一方で、ほっとゆだ駅前19時5分発は、年間の利用者が337人と少ないですが、通勤通学の足として利用をされております。また、おでかけバスは、湯田、沢内ともに午前2便目の利用が少ない状況であり、このことから今年度A I オンデマンド交通を構築することで利便性の向上と運行の最適化を図ることとしているものであります。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

1 番 財産管理費の各種積立金2億8,000万ほどの歳出しているのですが、この内訳で、トータルで幾らぐらいになっているか、現在。トー

タルというのは、各項目を4積立てなさっていますね。13ページの。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 確認させていただきたいです。この4つの基金のトータルということでよろしいでしょうか。

(何事かの声)

企画財政課長 それでは、財政調整基金の令和5年度末の残高ですけれども、決算書の304ページにもございますけれども、決算年度末現在高が、財政調整基金が14億7,716万2,000円と、債権が5,850万8,000円となっております。決算書の304ページです。それから、減債基金積立金でございますが、5億5,308万5,000円、現金です、今、これが。債権が1億5,360万円です。次に、まちづくり振興基金積立金、現金が6億244万5,000円、債権が1,000万円、がんばる西和賀応援基金が、現金が1億5,842万2,000円、債権が6,900万円となっております。

以上でございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 6目企画費の13使用料及び賃借料のところでバスロケーションシステム使用料がありますけれども、これは、ほっとゆだ駅前とさわうち病院にあるディスプレイに映すやつと、あとスマホで運行状況が見られるやつ、両方になるのですか。その場合、ほっとゆだ駅前とさわうち病院のディスプレイに時刻表が出ているのは見れば分かるということで、ある程度利用している人たちには認知されているのかなと思うのですが、スマホで今どこ走っているか分かるよというのが、先日の町政懇談会のときにも、そういうシステムがあったらいいと思うのですけれどもという質問が出るぐらい、ちょっと住民の中でも浸透していないのかなと。なので、これは利用を促進するのであれば、さらに周知を図る必要があるのかなと感じるのですけれども、いかがですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 バスロケーションシステムについてお答えいたします。

おっしゃるとおり、さわうち病院と湯夢プラザに置いている大型モニターと、それからスマートフォンで確認できるものでございます。利用の状況ですけれども、アクセス数が月平均で4,841件のアクセス数、1日平均に直しますと、令和5年度の平均ですけれども、1日158.7件のアクセスが一応あるということになっております。一応ホームページのトピックスへ掲載しておりますし、昨年9月号の広報西和賀でお知らせを図っているところですが、なお情報が行き届くように、引き続き情報発信に取り組んでまいりたいと思っております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 今聞いたら思ったよりあったというのが正直な感想でした。さっきの宏議員からもありましたけれども、AIオンデマンドバスとか活用されるということなので、これからさらに伸びていけばいいなと思います。ちなみに、この利用料というのは、そのアクセスがどうであれ、別に恐らく一定額のやつですよ。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 ただいま委員おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。ページを進めてよろしいでしょうか。

(なしの声)

委員長 では、15ページ、16ページ。

(なしの声)

委員長 なければ、次、17ページ、18ページ。

(なしの声)

委員長 なければ、次に従前のふるさと振興課分の質疑を行います。

ふるさと振興課分は、歳入歳出ともに一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 歳入の旧教員住宅貸付収入とありますけれども、どこを場所を貸し付けての収入なのか

と詳しい内容を教えてください。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

旧教員住宅貸付収入の内容ですけれども、こちらは旧貝沢小学校教員住宅を活用したお試し居住体験用住宅の貸付収入でございます。移住体験を通じて都市住民等の移住、定住の促進を図るため、昨年度から新たに取り組んでいる事業でありまして、昨年度1件の利用があります。利用期間が8月から3月までの8か月間に係る収入になっているものでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 貝沢での利用ということだったのですけれども、ほかにも教員住宅あると思うのですけれども、ほかでもこのお試し住宅ということで、希望があればこのように借りられるということなのでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

昨年度から始めたこのお試し居住体験住宅という形での住宅は、ここ、旧貝沢小学校のみでありまして、そのほかに似たようなといいますか、移住体験住宅というのがありまして、これは湯田地区に1か所、沢内地区に1か所あるということになっております。

委員長 高橋宏君。

8番 今言われた2か所については希望がなかったと。ではなくてですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 移住体験住宅のほうは、希望者何件もございまして、そちらの使用料につきましては、使用料といいますか、あるいは光熱水費の実費相当を負担していただいておりますので、そちらは雑入のほうに収入を計上しております。

委員長 高橋宏君。

8番 それでは、7ページ、8ページのふるさと納税推進業務委託と地域商社について、今課長から説明あったように、昨年度産業公社のほうに委託したということだと思います。附属の

59ページの上段にふるさと納税の推奨事業がありまして、事業概要の説明の3行目、「ふるさと納税事業を株式会社西和賀産業公社に委託することにより地域商社としての事業推進を図った」とあるのですけれども、そもそもといいますか、産業公社の支援ということではふるさと納税は事業強化のために事業委託したということで、地域商社に関しては生産支援というふうなすみ分けがあったのですけれども、その下、まち・ひと・しごとでは西和賀産業公社に業務を委託していると。ふるさと納税とかまち・ひと・しごととか、産業公社に委託する上でのすみ分けといいますか、ふるさと納税事業は、あくまでもふるさと納税事業を産業公社に委託したのであって、地域商社としての事業推進というのではないのではないかなという印象を受けたのですけれども、この点について。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 すみません、もしかするとちょっとご質問の意図と違った答弁になるかもしれませんが、地域商社事業の中にパッケージとしてふるさと納税業務も含めて、地域商社事業を西和賀産業公社のほうに委託を行っているという考え方でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 商品開発に関しては、今度附属資料でユキノチカラという文言も出てきます。ふるさと納税の事業、産業公社に対して地域商社の事業とは、ユキノチカラとはどのようなすみ分けといいますか、事業推進の上で、協力する部分は当然あると思うのですけれども、この部分は産業公社、この部分はユキノチカラなのだと。町として業務支援はこのような形でやっているという、その辺の形がちょっと私には分かりづらいのですけれども、その辺の説明をしていたきたいのですけれども。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

本町のふるさと納税の返礼品の中に多くユキ

ノチカラの商品がたくさんございます。したがって、ふるさと納税を推進するということは、イコールユキノチカラプロジェクトの推進ということになっております。で、ユキノチカラプロジェクト協議会は、一応組織は産業公社と別ということになっておりますけれども、実質、今一体となって取組を進めております。したがって、ユキノチカラプロジェクト、それから地域商社、そしてふるさと納税、これは、ここ一体のものとしてふるさと納税の推進をもって地域商社事業の推進を図っていこうとしているものでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 当然一緒になる部分はあると思うのです。一般質問にちょっと関わるといえるのか、町、支援しているのも分かります。事業内容としてそういうふうに関わってくるという部分も当然あると思います。ただ、今回決算ですので、では決算ではどういうふうな分け方での報告になるのか。言いますと、一般質問の繰り返しになって申し訳ないですけども、地域に対して、町の交付金はやっぱりちゃんとすみ分けをして報告しなさいというのはある一方で、こういう事業に関しては、一応ふるさと納税、地域商社とユキノチカラとかとあるのであれば、報告もある程度のすみ分けが必要になってくるのかなと思っただけの質問なんですけれども、その点について伺います。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 ただいまの、先ほど来からの委員のすみ分けというところの意味が、私は少し理解しておりませんので、その辺もう少し教えていただければと思います。すみません。

委員長 ちょっと待ってください。ただいまマイクがオフになっていたかもしれませんが、企画財政課長のほうから反問権の行使ということでの今、論述がありましたので、その上での次の質問者ということになります。ただいま反問がありましたので、このことについて質問者

の答えを願いますということで、高橋宏君。

8番 昨年2月に産業公社の経営改善ということでの資料なんですけれども、先ほど言ったように、町としては生産支援ということで、地域商社推進事業委託ということで当初予算で500万、ふるさと納税事業ということで、委託事業ということで当初予算8,280万というふうなすみ分けができておりますので、委託するときに。決算報告としては、その辺、先ほど言ったように、ふるさと納税と地域商社が何か一緒になっているような形でしたので、支援するときにこういうふうなすみ分けしているのであれば、報告も当然そのようにしてできているのでしょうかという、そういうことです。

委員長 ただいま反問に対する答弁がありました。が、企画財政課長、よろしいでしょうか。

以上で反問を終わります。

続けて、先ほどの質問者に対する企画財政課長からの答弁をお願いします。

暫時休憩を取りたいと思います。

午後 2時24分 休 憩

午後 2時30分 再 開

委員長 では、休憩を解き審査を進めます。

では、先ほどの質問者の質問に対する企画財政課長の答弁を許します。

企画財政課長。

企画財政課長 申し訳ございません。西和賀産業公社からは、それぞれの委託事業につきまして、当然それぞれで経理上の事業報告はいただいておりますので、私、説明の中でちょっと一体の取組として説明をしてしまいましたので、その辺が分かりにくい部分があったかと思っておりますので、その辺のしっかりした、この取組、この事業にこれだけ使って、こういう成果が上がっているというような、もう少し分かりやすい資料を総括質疑までに準備させていただきたいと思っております。

委員長 質問者はよろしいでしょうか。

では、企画財政課からは総括質疑の際に詳し

い資料を提出ということで、よろしくお願いいたしますします。

刈田敏君。

11番 1ページ、2ページ目ですけれども、ふるさと納税についてであります。寄附金ですので何とも言えないところもあるのでしょうか、予算に対する減額ということでのように分析しているのか、その辺をお伺いします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 答えいたします。

ふるさと納税の寄附額が前年度よりも落ち込んでいることに対しての分析でございます。まずは、ふるさと納税、全国的な最近のといえますか、状況についてですけれども、委員もご存じのとおり、ふるさと納税、年々競争が激化しております。まして、本当に各自治体間で知恵の出し合いというか、いかにして寄附額を増やすかということの競争が激化してきております。それで、傾向として肉とか、あとは海鮮、魚介類等を返礼品で使っているところに寄附が集まっている傾向がございます。本町ではそのような返礼品扱っておりませんので、なかなか寄附集めには苦戦しているという状況でございます。とはいえ、そういう肉、魚介類を扱わなくても寄附額を伸ばしている自治体もありますので、本町においても一層の努力が必要かと思っております。

それで、令和5年度の寄附が減少した要因ですけれども、ご承知のとおり、令和5年度から委託業者を西和賀産業公社に、先ほどからの話でお分かりのとおり、変更しました。令和5年度引継ぎということで、業務の引継ぎと、それから情報の再構築のため初動に遅れがあったことは否めないと思います。それから、これ令和4年度からの継続でしたけれども、受注過多がありまして、返礼品の発送遅延、それからそれに伴ってその間受注停止期間がありました。これも寄附額減少の要因だと思っております。それから、委託業者が変わったことで、商品の

IDが引き継がれなかったということで、今まで繰り返し寄附していただいたリピーター構築をゼロからスタートしなければいけなかったというあたりが減少の要因かと思っております。

委員長 刈田敏君。

11番 まさに今、ふるさと納税も競争の中で寄附を伸ばしているところもあれば、ちょっと容易でないところも出てきていますけれども、それは原因としてやっぱりしっかり見なくてはいけないと思うのですけれども、このことをふるさと納税にしてみれば、中期財政計画の中に入っているわけです。収入の部分でやっぱり力入れてやろうということで入っているのです、その辺の絡みといいますか、この前後することによってどれぐらい見ているのかとか、収入としてどれぐらい見込んでいるのか、今後どういうふうな考え方でいくのか、その辺をお伺いいたします。

委員長 では、暫時休憩を取らせていただきます。

午後 2時37分 休 憩

午後 2時39分 再 開

委員長 では、休憩を解き審査を進めます。

先ほどの質問に対する回答を許します。

企画財政課長。

企画財政課長 答えいたします。

ふるさと納税の寄附につきましては、中期財政計画の中でほかの収入項目と一括でもちろん計上になってはおりますけれども、ふるさと納税だけで幾らという目標額、こちらは、そこまでのところは中期財政計画上はございません。それで、ここ数年目標額といいますか、予算は1億8,000万円ですと当初予算で計上させていただいておりますので、まず当面この1億8,000万円というのがここ数年間の目標金額になってくるものと思っております。

あと一方で、昨年度は企業版のふるさと納税が、これが1,900万円ございました。こちらは、特に目標を定めておりませんでしたので、この分も含めて1億8,000万円を何とか目指してい

きたいなというふうに考えているところでございます。

委員長 刈田敏君。

11番 いずれ増やしていくということですが、やはり今、町全体として関係人口やそのほかのいろいろな事業施策もやっているわけで、その絡みでは1億8,000万というのを目指していくのだと思いますけれども、やっぱり地元も盛り上がるような、そういう仕組みということももうちょっと力入れてやっていくべきだと思いますけれども、その辺をお伺いします。

委員長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ご指摘のように、やっぱりこの力を利用して地元を盛り上げていくということが大事だという問題意識は持っておりました。それで、私、着任後、いろいろこれのレクチャーといいますか、仕組みだったり、学習させていただくに当たりまして、ふるさと納税を扱うに当たってかなりの大きい部分を、金額的にも、あとやり方につきましても外部委託で、出発点は何もそんなノウハウがない中で、それは当然そういうやり方が自然だったと思いますけれども、やはり年数を重ねるうちに、私としてはぜひ内製化したいなという思いでおりました。そうしたときに人材であったり、あるいは産業公社ができそうだというお答えいただきましたので、これはいろいろ困難な点はあるかもしれませんが、ぜひ内製化して、お金の面でも内部循環し、地域内のそういう経済的なものを盛り上げていきたいという思いで取り組ませていただきました。いざ取り組んでいただいたときに、先ほど課長からお話しありましたように、細かいデータのやり取りであったりとか、いろいろネット上にやる場合のやはりそれなりのノウハウがあって、そういう専門のところに頼んだという経緯があったので、そこを移行させるのにいろいろ今回戸惑いましたけれども、かなり頑張っていたかまして、その辺も内製化して、今かな

り軌道に乗ってきた状況であると思います。そういう点では、そういう基盤は相当できてきたと思いますので、ご指摘のように、それをさらに発展させて、金額の面もそうですし、いろいろな産品、ユキノチカラを通じたブランド化による地域産品の開発と、そういうものに生かしていきたいなというふうに考えておりますので、今ご指摘のような線で頑張らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ございませんでしょうか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで企画財政課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

これで企画財政課への審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

次週9月9日は午前9時30分から健康福祉課から審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時44分 散 会